

計画の概要	計画策定の全体のスケジュール			
	ゼロベース (必要性を判断)	第1段階 (方向性を検討)	第2段階 (骨子を策定)	第3段階 (成案を策定)
県民参画の時期	—	—	—	令和7年9月
県民参画の手法				パブリックコメント
対象者	<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、徳島県過疎地域持続的発展方針の策定が規定されており、方針に掲げる事項についても法律に定められていることから、第3段階のみ実施。</p>			県民
実施目的				方針素案に関する意見を求める。